

平成20年12月4日

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について

タクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、平成19年度に運賃改定を行った7地区（大分・長崎A・福岡A・熊本・北九州・福岡B・佐賀地区）について、各タクシー協会から公表されましたが、その中で、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に、当局において調査しましたので別紙のとおりお知らせ致します。

なお、この調査結果の中で、運賃改定認可時に発出した以下の指導通達に則った改善に至っていない5社に対しては、本日付けで労働条件改善のための指導を行いましたので併せてお知らせ致します。

また、この5社については、平成21年5月29日までに改善状況の報告を求めるとしております。

（指導通達）運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の運賃改定申請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質・安全性を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勧告し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持した上、健全な経営が成り立つ水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところである。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、〇〇県タクシー協会に対して以下の各事項について指導を行ったところであり、この旨を知らせたい。

- （1）運賃改定実施後は、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講じること。
- （2）運賃改定の認可後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に積極的に表明すること
- （3）運賃改定実施の半年後において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

<本件に対するお問い合わせ先>

電話：092-472-2527

九州運輸局自動車交通部旅客第二課

担当：牛嶋・西中・阿部



(別紙)

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記①②に該当する事業者を対象にヒアリング等調査を行った。

- ①改定による賃金改善率0%未満の事業者（一般運転者1人平均）
- ②営業収入に占める賃金支給率が2%以上減少した事業者（全運転者）

2. 調査対象事業者数

	運賃改定事業者数	1.①に該当	1.②に該当	重複事業者	調査事業者
大分地区	85社	18社	0社	0社	18社
長崎A地区	78社	50社	5社	2社	53社
福岡A地区	99社	38社	10社	7社	41社
熊本地区	163社	70社	36社	9社	97社
北九州地区	73社	21社	11社	3社	29社
福岡B地区	104社	55社	15社	9社	61社
佐賀地区	54社	25社	9社	4社	30社
合計	656社	277社	86社	34社	329社

3. 調査結果

【一定の改善状況に達していない主な事由】

- ①営業収入の減少により、足きりラインをクリアできなかったものが増加したため歩合給が低下した結果、賃金改善率・支給率が低下したもの
- ②賃金水準の異なる運転者が新たに雇用された等のため、賃金改善率・支給率が低下したもの
 - 例1：定年者の再雇用により賃金水準の低い定時制運転者の割合が増加したもの
 - 例2：ベテラン運転者から新人運転者の入れ替わりにより、勤続年数により支給される年功手当等が減少したもの
- ③経営悪化への対処のため労働条件の変更（給与体系の見直し等）がなされ、その結果賃金改善率・支給率が低下したもの
- ④固定給＋歩合制の賃金体系において、営業収入が増加したにもかかわらず、固定給の見直しがないたため賃金支給率が低下したもの



【その他特殊事由】

○昨年度、給与規定にない特別賞与を支給していたため、賃金支給率が低下したものの

○欠勤者が増加したため、賃金支給率が低下したものの

給与規定に基づき（欠勤日数分×一定額）を基本給から差し引いた結果、賃金支給率が低下したものの

4. 指導について

3の調査結果のうち、特に以下の指導対象事業者に該当する5社に対して、運転者の労働条件の改善措置を講じ、平成21年5月29日までに具体的な措置内容の報告を行うよう指導しました。

なお、期日までに改善措置が講じられていないと認められる場合には、事業者名を公表することとしております。

指導対象事業者

- ・ 3. ①に該当し、賃金支給率が低下した事業者のうち、支給率の低下を補う一時金の支給、運転者諸負担の軽減措置等を行っていない事業者
- ・ 3. ③に該当する事業者のうち、労働条件の変更について、労使の合意が明確に得られていない事業者
- ・ 3. ④に該当する事業者のうち、支給率の低下を補う一時金の支給、運転者諸負担の軽減措置等を行っていない事業者

福岡A地区(2社)、北九州地区(1社)、福岡B地区(1社)、佐賀地区(1社)

【用語の説明】

※1 賃金改善率：

$$\frac{\text{一般運転者に係る 運賃改定実施後6ヶ月間の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 = 100$$

※2 一般運転者：隔勤、日勤を含め一般的な乗務体制の運転者

※3 賃金支給率の変動状況

$$\frac{\text{全運転者に係る 運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{前年同時期の営業収入}} \times 100$$

※4 定時制運転者：他に職を持つなど、一般運転者に比して労働時間が短い運転者